

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料 令和5年4月1から

認定申請の種別	区分	用途	評価手法	床面積の合計	当初申請	変更申請	
ア 低炭素建築物新築等計画の認定(又は変更)の申請 法第54条第1項(当初)又は法第55条第1項(変更)	(ア) 当該計画が法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合	①	1戸建ての住宅	性能基準又は誘導仕様基準	---	5,000円	3,000円
		②	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	性能基準又は誘導仕様基準	300㎡未満	10,000円	5,000円
					300㎡以上	21,000円	11,000円
	登録建築物調査機関等による適合証が提出された場合	③	非住宅	標準入力法、主要室入力法又はモデル建物法	300㎡未満	10,000円	5,000円
					300㎡以上	17,000円	9,000円
	(イ) (ア)以外の場 合 市で技術審査等を行う場合	④	1戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合	200㎡未満	18,000円	9,000円
					200㎡以上	19,000円	10,000円
		⑤	1戸建ての住宅	性能基準による場合	200㎡未満	34,000円	18,000円
					200㎡以上	38,000円	20,000円
		⑥	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	誘導仕様基準による場合	300㎡未満	33,000円	17,000円
					300㎡以上	57,000円	29,000円
		⑦	共同住宅、長屋、1戸建ての住宅以外の住宅	性能基準による場合	300㎡未満	68,000円	35,000円
					300㎡以上	114,000円	57,000円
		⑧	非住宅	モデル建物法による場合	300㎡未満	86,000円	43,000円
					300㎡以上	109,000円	55,000円
⑨		非住宅	標準入力法又は主要室入力法による場合	300㎡未満	224,000円	112,000円	
				300㎡以上	280,000円	141,000円	

(備考)

- 一の申請に係る計画に2以上の棟に係る部分が含まれているときは、棟ごとに認定手数料を算出し、すべての手数料を合算します。
- 複合建築物に係る申請の場合は、申請部分(住宅部分、非住宅部分)ごとに認定手数料を算出し、合算します。
- 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があったときは、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査手数料を加えた額とします。